

令和7年

第4回市議会定例会 報告第4号

専決処分の報告について

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、訴えの提起を令和7年9月9日地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決したので報告する。

令和7年12月1日提出

函館市長 大 泉 潤

- 1 被告 住所 * * * * *
- 氏名 * * * * * (債務者)
- 2 請求額 167,000円
- 3 申立費用 3,130円
- 4 支払督促申立日 令和7年6月3日 (※)
- 5 督促異議の申立日 令和7年8月20日
- 6 訴えの提起の専決処分の日 令和7年9月9日

※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。